

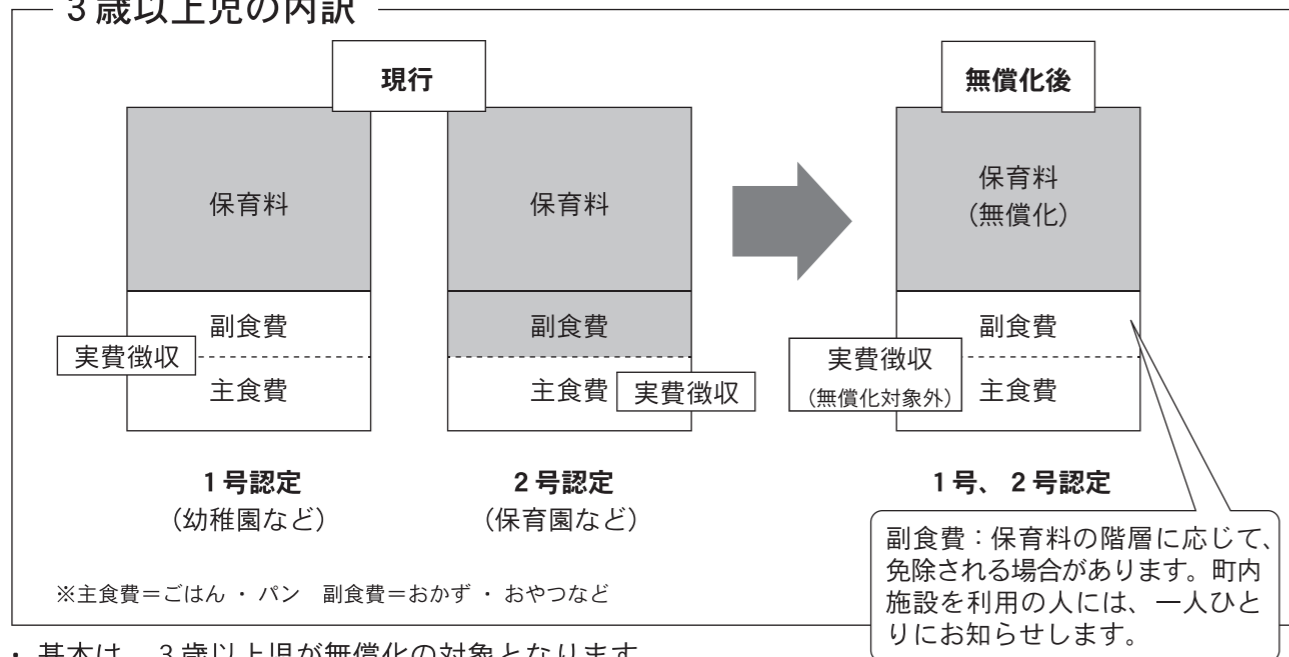
10月1日から 幼児教育・保育の無償化を開始します

子育て推進課 ⑨番窓口（内線205、246、280）

■無償化の対象

- 無償化になるのは保育料のみです。主食費・副食費、延長保育の利用料、行事費、通園送迎費などの実費徴収分は無償化になりません。2号認定（3歳以上児の保育認定）のお子さんも、10月から給食費は実費徴収となります。

3歳以上児の内訳



- 基本は、3歳以上児が無償化の対象となります。ただし、3歳未満児のうち住民税非課税世帯も無償化の対象となります。（右表参照）3歳未満児の主食費と副食費は、保育料に含まれています。
- 支給認定の種類によって、無償化される上限額などが異なります。※3歳以上児とは、4月1日時点で満3歳以上のお子さんです。

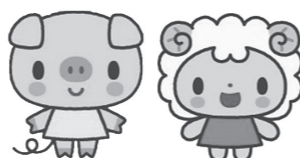
■支給認定とは

- 無償化の対象となるために必要となる認定です。子どもの年齢や家庭状況により、次の6種類の支給認定区分があります。（詳細は右表参照）
1号認定 2号認定 3号認定 新1号認定 新2号認定 新3号認定
- 2号、3号、新2号、新3号認定は、保育の必要性の認定を受けることになります。（下記参照）
- 支給認定には期間があります。一度受けた認定も、期間が終了していないか確認してください。
- 毎年、現況届の提出が必要です。
- 支給認定の変更は、月単位で行います。

■保育の必要性の認定を受けるには、保育を必要とする理由が必要です

— 保育を必要とする理由 —

- 就学前の乳幼児で、保護者が次のいずれかに該当される場合
- 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、すべての就労を含む）
※月60時間以上（目安：1日4時間以上かつ月15日以上）の就労が必要です。
 - 妊娠、出産（産前6週間から産後8週間の属する月まで）
 - 保護者の疾病、障がい
 - 同居または長期入院などしている親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動（起業準備を含む）（求職日から3ヶ月間の属する月まで）
 - 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
 - 虐待やDVのおそれがある場合



■手続き

施設の種類によって手続きが異なります。（下表の網掛部分は無償化対象外）

A Bの無償化対象者 / 10月中旬に詳しいお知らせを郵送します。（手続き不要）

Cの無償化対象者 / 通園施設にご確認ください。

D Eの無償化対象者 / 9月20日（金）までに子育て推進課へお問い合わせください。

		満年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
		クラス (4/1時点での年齢)	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	
A 在 園	保育園	認定こども園 (小規模・家庭的保育) (保育認定)	3号			2号	2号		
	地域型保育 (小規模・家庭的保育)		3号				2号		
	認定こども園 (保育認定)		3号				2号		
B 認定こども園 (教育標準時間認定) 新制度移行の幼稚園	保育の 必要性 の認定 あり※	住民税 非課税世帯	3号			1号+ 新3号	1号+新2号		
	住民税 課税世帯		3号				1号		
	上記認定なし						1号		
C 私立幼稚園	保育の 必要性 の認定 あり※	住民税 非課税世帯	3号			新3号	新2号		
	住民税 課税世帯		3号				新1号		
	上記認定なし						新1号		
D 認可外保育施設 事業所内保育所 一時的保育 病児保育 コミュニティ子育てサポート事業 など県に届出済みの施設のみ	保育の 必要性 の認定 あり※	住民税 非課税世帯	新3号(3号)				新2号(2号)		
	住民税 課税世帯		3号				新2号(2号)		
	上記認定なし						新2号(2号)		
障害児通所施設							認定の手続不要		
E 企業主導型保育事業	従業員枠		3号 または 保育を必要とする事由を 事業所が認める場合				2号 または 保育を必要とする事由を 事業所が認める場合		
	地域枠		3号				2号		

※保育の必要性の認定は左頁参照

詳しくは、
町ホームページを
ご覧ください。

